

回 (年 度)	問 題
第70回 (2年)	<p>問1 消費税法第30条における課税仕入れ等に係る消費税額の控除（仕入税額控除）に関して、次の(1)から(3)までの各問に答えなさい。</p> <p>(1) 事業者が仕入税額控除を受けるためには、その課税仕入れ等に関する諸事項が記載された帳簿及び請求書等を保存することが要件とされている。その保存することが要件とされている請求書等のうち、事業者に対し課税資産の譲渡等（消費税法第7条に定める輸出免税等により消費税が免除されるものを除く。）を行う他の事業者が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付する書類である場合の記載事項について述べなさい。</p> <p>(注) 解答に当たって、消費税法施行令に規定する部分についても触れること。</p> <p>(2) 事業者が国内において行った課税仕入れのうち、国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供を除く。）に係る仕入税額控除について述べなさい。また、この仕入税額控除を受ける場合において保存することが要件とされている帳簿及び請求書等の記載事項について述べなさい。</p> <p>(3) 課税仕入れ等に関する諸事項が記載された帳簿及び請求書等を保存している場合であっても、消費税法において仕入税額控除を受けるための規定が適用されない場合について述べなさい。</p> <p>(注) 解答に当たって、消費税法施行規則に規定する部分について触れる必要はない。</p> <p>問2 次の(1)から(3)までの各問に答えなさい。なお、解答に当たっては、適宜算式等を用いることとして差し支えない。</p> <p>(1) 課税事業者であるAは、法人Xとの間で中古建物の売買契約を締結し、当課税期間において譲渡対価を収受して当該建物を引き渡した。また、当該売買契約において、当該建物に係る固定資産税の未経過分に相当する金額については、買主であるXが負担することとしており、Aは建物の譲渡対価とは別に当該固定資産税の未経過相当額を収受した。</p> <p>この場合のAが行う建物の譲渡について、消費税法令上の適用関係を述べなさい。</p> <p>(注) 解答に当たっては、課税資産の譲渡等の対価の額の意義についても触れること。</p>

回 (年 度)	問 題
第70回 (2年)	<p>(2) 課税事業者であるBは、紅茶とティーカップを仕入れ、パッケージングしてセット商品として税抜価額10,000円で販売しようと考えている。また、これらの仕入価格は、紅茶が5,480円(税込み)、ティーカップが2,480円(税込み)となっている。</p> <p>このセット商品の販売に係る消費税の適用税率について、消費税法令上の適用関係を述べなさい。</p> <p>(注) 解答に当たっては、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第34条第1項第1号に規定する「飲食料品」の意義、消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成28年政令第148号)附則第2条第1号に規定する「一体資産」の意義についても触れること。</p> <p>(3) 課税事業者であるCは、米を生産して販売している農家であり、消費税法第37条第1項に規定する届出書を提出し、中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例(簡易課税制度)を適用して申告している。また、米は食用のほか、一部は飼料用としても販売している。</p> <p>この簡易課税制度による申告に当たって、消費税法令上の適用関係を述べなさい。</p> <p style="text-align: right;">(50点) (答案用紙: 8枚)</p>